

[事案 29-224] 契約無効請求

・平成 30 年 5 月 24 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 29-225] の申立人の子である。

<事案の概要>

未成年で収入のない契約者に対し、募集人が保険料立替えをして無理に契約の申込みをさせたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下等の理由により、平成 7 年 4 月に契約した終身保険、3 大疾病保障保険（契約①）を無効とし、既払込保険料を返してほしい。または、上記契約を 2 度にわたり転換した後の契約である組立型保険（契約②）を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

(1) 契約①について、募集人は、未成年で収入のない自分に対し、嫌だと言っているにもかかわらず、保険料の立替えをして無理に契約の申込みをさせた。

(2) 契約②について、契約を変えた覚えはなく、終身保険という一番大切な所をなくすことはしていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 契約①の募集時、申立人は未成年であったため、募集人は、申立人および申立人親に資料などを交付し契約内容の説明を行い、申立人らも契約内容を理解した上で申込みをしている。保険料振込は、募集人が申立人の親族として生活支援の趣旨で振り込んだもので、後で清算することが予定されていた。

(2) 契約②は、既契約の特約の保険期間満了を機に、自動更新すると保険料が高くなるため、保険料を安くしたいとの申立人の意向に沿って、終身保険を外す内容の契約転換をしたものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が契約①について申立人に無理に申込みをさせたとは認められず、申立人が契約②について終身保険が付加されていると誤信したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。